

八代市立  
泉小学校・泉中学校

「いじめ防止基本方針」

平成26年5月策定

平成28年8月改訂

平成30年9月改訂

令和3年10月改訂

## 【 目 次 】

- 1 本校のいじめ防止基本方針について
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
  - (1) いじめのとらえ方
  - (2) いじめの未然防止について
  - (3) いじめの早期発見について
  - (4) いじめへの対処について
  - (5) 家庭や地域住民との連携について
  - (6) 児童会・生徒会との連携について
  - (7) 関係機関との連携について
- 3 本校におけるいじめの防止等のための取組
  - (1) 「学校いじめ対策組織」の設置
  - (2) いじめの未然防止のための取組
  - (3) いじめの早期発見のための取組
  - (4) 学校におけるいじめへの対処
  - (5) いじめへの対処の流れ
  - (6) いじめの防止等への取組の評価
- 4 重大事態への対処
- 5 基本方針の見直し及び公表

## 1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立泉小学校・泉中学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

### 〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめの防止等の対策は、**教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨とする。**

また、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域住民、その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して実施する。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめのとらえ方

(定義) いじめ防止対策推進法第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意する。

- いじめられた児童生徒の立場に立って**見極めること**。
- 本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- いじめの認知は、**特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う**。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童生徒が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- ケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目すること**。
- インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいる**

ような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であること。

○好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であること。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供へ情報提供する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることを考慮する。

## (2) いじめの未然防止について

「暴力を伴わないいじめ」は、目につきにくく表面化しにくい、ほとんどすべての児童生徒が加害者にも被害者にもなりうるものであることを認識する。

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、「いじめ心（人をいじめたい心）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服する力」の育成を図ったり、「いじめは決して許されない、いじめを乗り越えようとする心を高め合うことが大切である」ことへの理解を促し、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てていく。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が

安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりを未然防止の観点から推進していく。

加えて、一人一人の人権が尊重される人間関係・学校風土をつくり、児童生徒の自己有用感を育む取組を進める。さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

### (3) いじめの早期発見について

いじめは、大人が気付きにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候でも早い段階から組織的に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりせず積極的に認知することに努める。

また、児童生徒は思春期の多感な時期であることから、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなどの一歩踏み込んだ対応が求められる。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や信号を見逃さぬようアンテナを高く保つようにする。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談場所の確保等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

### (4) いじめへの対処について

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導に当たる。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応する。特に、寮生活を送っている生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、事案の解決に向けて、組織的かつ丁寧な対応を行う。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。また、その在り方については「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考とする。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要となる。さらに、全ての児童生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

### (5) 家庭や地域住民との連携について

地域全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域

との連携が必要である。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、「地域とともにある学校」の視点から、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認する。

より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

#### (6) 児童会・生徒会との連携について

児童生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけが大切である。そのために、すべての児童生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかチェックするとともに、陰で支える役割に徹するようにする。

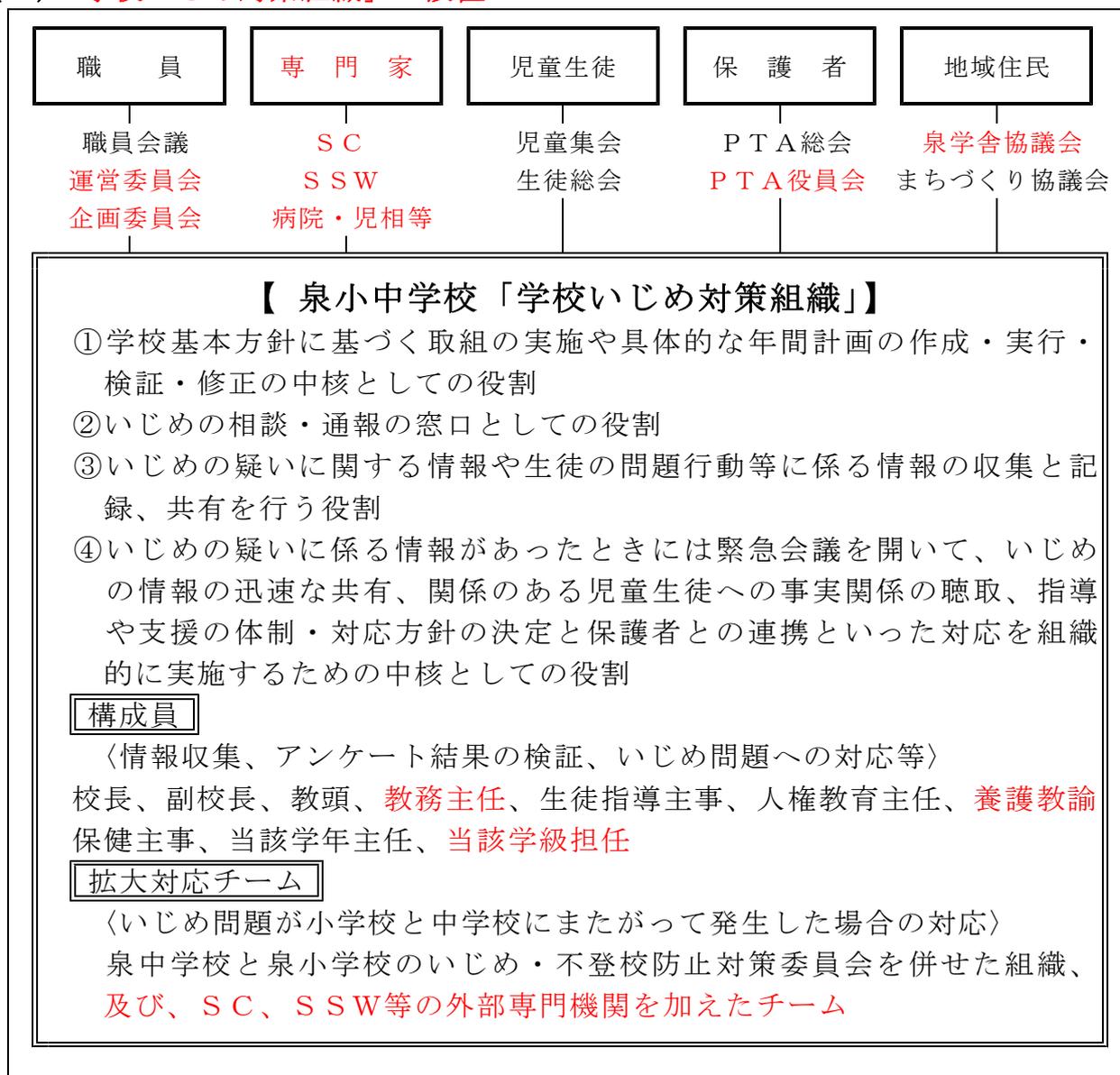
#### (7) 関係機関との連携について

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、関係機関の担当者との連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取るようにする。

### 3 本校におけるいじめの防止等のための取組

#### (1) 「学校いじめ対策組織」の設置



#### (2) いじめの未然防止のための取組

##### ア 心の居場所づくり（魅力ある学級づくり）

本校では、どの子どもも安心して学習・生活できる環境としての魅力ある学級づくりを最大の課題として力を入れていきたい。限られた少数の人間関係が9年間続くので、コミュニケーション能力を高め、人間関係を豊かにする工夫を学級経営の中に盛り込んでいくことが求められる。

実態把握の仕方としては、Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を5月と11月に実施するとともに、学校生活アンケートや教育相談を定期的に位置付け、子どもの状況の把握に努める。また、効果的な手法として、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングなどを計画的に取

り入れていきたい。

## イ わかる授業づくり

学校生活が安定し、充実したものになれば、いじめは起こりにくくなる。そのためには、学校生活の中心と言える授業が魅力的で、どの子どもも活躍できる場となっていることが大切である。

本校では、学習規律を徹底し、毎時間の学習のめあてを明確にし、終末には学びの振り返りを位置付け、わかる授業づくりをめざしたい。その他のポイントとしては、目標と指導と評価が一体化していること、子どもが考えたいくなる発問をしていること、支え合いのある学習形態になっていること、個人でじっくり考える場や伝え合う場の設定を通して子ども同士の考えをつないでいくこと、**ICTの効果的な活用**等があげられる。

## ウ 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめに対し、道徳の授業が大きな力を発揮すると考える。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、させない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切である。

子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての気高さや心遣い、優しさ等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。

道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、「つなぐ」「私たちの道徳」や「熊本の心」などを年間計画に位置付け、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱っていきたい。

## エ 自己有用感を育む児童会・生徒会活動の充実

子どもが、自分たちの問題としていじめの未然防止に取り組めるよう、児童生徒自身の活動を支援し、児童生徒主体の委員会の設置など児童生徒が相互にサポートし合う仕組みづくりに努め、児童会・生徒会活動の取組を充実させる必要がある。

また、児童会又は生徒会を引っ張るリーダーの育成に努めるとともに、児童会及び生徒会によるいじめ防止宣言や小中交流活動の企画・運営など自主的な活動を支援し、自己有用感を育んでいきたい。

## オ 小中一貫教育校としての取組

施設一体型小中一貫教育校としてのよさを生かし、異年齢交流活動を教育課程に位置付け、上級生に対する感謝の心やあこがれの気持ち、下級生のお世話をすることで得られる自己有用感などを体得させる場づくりに努めたい。そして、学校のきまり（泉小）や生徒指導のきまり（泉中）を徹底させることで、法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心を育てたい。

また、小中それぞれの教職員が、9年間を見通した指導を行うことで、たくさんの目で子どもを肯定的に見て、一人一人のよさを引き出していくことがで

きる。さらに人権集会、縦割り班掃除など、小中連携した取組を充実させることで、児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。さらに、いじめを許さない雰囲気づくりの醸成に努めたい。

## カ 豊かな体験活動の充実

子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していくものである。しかしながら、子どもたちは、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の生きた社会とのかかわりが少ないため、意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れることが求められる。

本校では、泉町の教育環境を最大限生かし、豊かな自然とのふれあい体験、伝統文化にふれ、それを大切に継承しようとする体験、お茶摘みを通し、地域の産業を理解する体験など、ふるさとに誇りをもち、地域に感謝する子どもを育成するための豊かな体験活動を教育課程に位置付ける。

## キ 校内研修の取組

テーマ研修や人権教育研修をはじめ、その他の研修においても、児童生徒理解を中心にすえ、子どもの思いや悩みに気づく感性を持ち、一人一人のよさや可能性を引き出す力を持った教師であることを目指す。

また、いじめの未然防止等に関する特設の研修も年間計画に位置付ける。なお、その際、ロールプレイなどの手法を用い、教師のカウンセリング・マインドを高める研修を工夫する。

## ク 生徒指導充実月間の取組

新年度は、児童生徒にとって生活環境や人間関係に変化が見られる時期であり、学校生活に対する不安も増大することが予想される。このような不安を抱える児童生徒を早期に発見し、年度当初において望ましい学級集団の土台づくりを行い、教師と児童生徒及び児童生徒同士のよりよい人間関係の構築を図るため、4月に「生徒指導充実月間」を設定し、特に、中学1年生の教育相談の充実と小中一貫教育校の特色を生かして生徒に関する情報交換を実施する。

また、夏季休業が終わり新たに2学期が始まる頃に、様々な理由で精神的に不安定になる児童生徒の出現が予想されることから、家庭とも連携し、命の大切さについて考える機会として、夏季休業の最後の週から9月3週目までを「命を守る月間」として設定し、家庭訪問や全学年特設の教育相談、実態調査、校長講話などを実施する。

## ケ 「命を大切にする心」を育む指導プログラムの活用

命を大切にする心を育む4つの視点（自尊感情、共生、自己実現、生命の社会的・客観的認知）に基づき、昨年度の指導プログラムを修正し、児童生徒の実態に応じた指導ユニットを再構成し、指導の充実を図る。

### (3) いじめの早期発見のための取組

#### ア 定期的なアンケート及び教育相談、児童生徒理解（情報交換）の実施

Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を5月と11月に実施するとともに、県による心のアンケートを12月に実施し、定期的に（隔月で）学校生活アンケート及び教育相談を位置付け、子どもの状況の把握に努める。

また、毎週金曜日の朝の時間は、児童生徒理解の日とし、各学部全職員で気になる児童生徒の状況について情報交換し、積極的にいじめを認知し、実態把握や適切に対応することを肯定的に捉え、共通実践を心がける。

なお、いじめ・不登校防止推進委員会、生徒指導推進委員会等を定期的に開催し、情報把握の遅れがないようにする。

さらに、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合も、その結果を児童生徒や保護者に公表し、検証するようにする。

#### イ 校内相談窓口の設定と周知

定期的な教育相談のほか、いつでも誰にでも相談できる体制を整え、児童生徒が安心して相談できる場所を確保する。

#### ウ 電話相談窓口等の周知

市教委のやつしろ子ども支援相談室、県教委の子どもいじめ相談電話、警察署の肥後っ子テレフォンなど、電話相談窓口の一覧表やしおりを児童生徒へ配付し、学校へ相談できない場合の窓口を周知する。

#### エ 特別支援教育の視点から

特別な支援を必要とする児童生徒がいじめの対象とならないよう、日常的に観察に注意を払い、支援の教育的意義を全児童生徒に理解させるように努めるとともに、障がいのある児童生徒が、必要な支援を受けながら自分らしく生きる力を育めるように努める。

#### オ 日々の観察

学級での朝の会や帰りの会で、嫌だったことや友だちの頑張っている様子等の発表など、児童生徒の小さな気付きを見逃さない即時対応に心がけ、認め、ほめ、励ます指導を徹底する。

### (5) 学校におけるいじめへの対処

#### ア いじめられた児童生徒又は保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はせず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるような環境の確保を図る。

## イ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

また、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

## ウ 周囲の生徒への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえば、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

## エ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

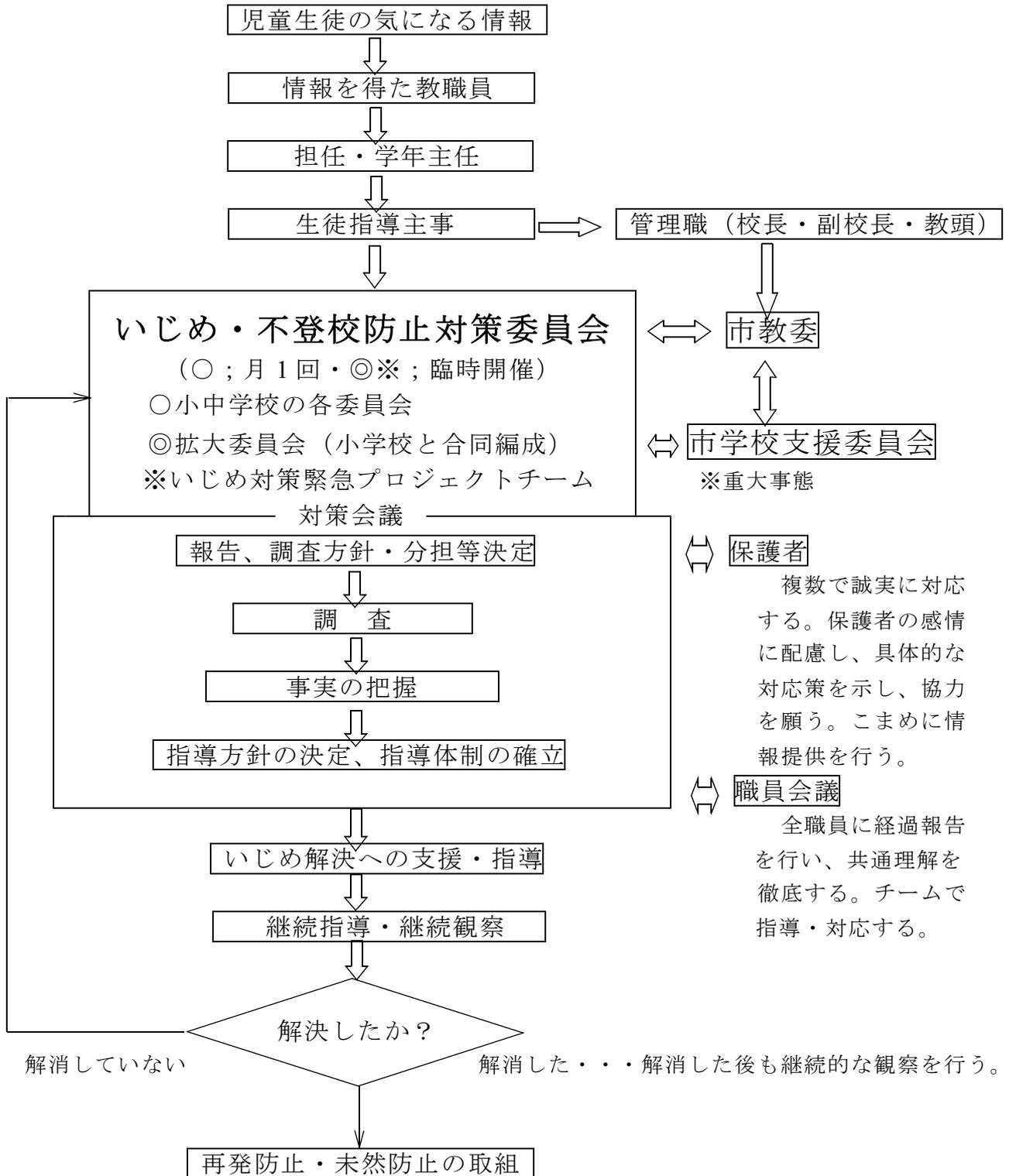
LINE等のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、教育活動全体で情報モラル教育を進めるとともに、「くまもと携

携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の保護者への周知、「泉小中版メディア使用の約束」を保護者と交わすなど、保護者に対する啓発を推進する。

### オ 時系列での記録

一連の対応に当たっては、時系列に沿って記録をきちんと取り、継続的にまとめることによって、事実をきちんと把握するだけでなく、誤解や意見の行き違いが無いように努める。

### (6) いじめ問題対処の流れ



## (7) いじめの防止等への取組の評価について

P D C A サイクルの考え方に従い、取組内容等の見直しのための評価アンケートを実施する。教職員及び児童生徒については各学期ごと、保護者及び学校評議員については、年度の終わりに実施し、その結果を踏まえて、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

(重大事態) 法第28条より※抜粋

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態となるいじめを受ける児童生徒の状況に着目し、以下に例示する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上の不登校状況が見られる場合  
(ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する場合もある。)
- 児童生徒や保護者から申立てがあった場合

### (2) 重大事態の報告及び調査主体

重大事態が発生した場合は、学校や市教育委員会だけでなく、市全体で対処することになるため、重大事態が発生した場合、市教育委員会へ事態発生について報告する。

また、調査の主体がどこになるかについては、市教育委員会の判断を得る。

### (3) いじめを受けた生徒及びその保護者に対しての情報提供

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ情報を適切に提供する。

その際は、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはしない。

得られたアンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち対象の児童生徒や保護者に説明する等の措置を講じる。

#### (4) 市教育委員会への報告

学校は、調査結果を市教育委員会を通じて市長に報告する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添えて報告する。

#### (5) 調査結果を踏まえた必要な措置

学校は、得られた調査結果より、いじめられた児童生徒やその保護者等への配慮のもと、「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考にしながら、重大事態の対処を行う。

### 6 基本方針の見直し及び公表

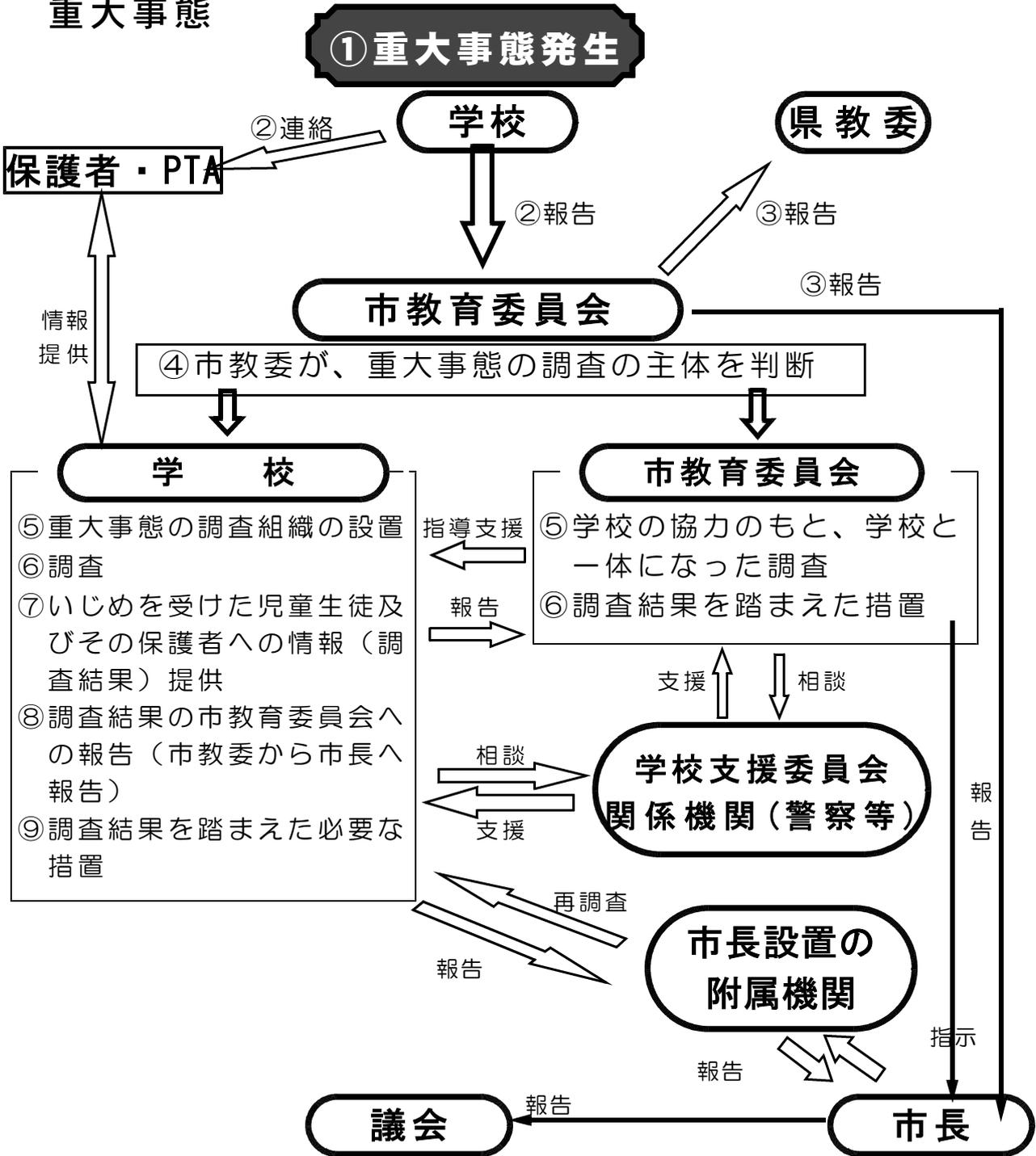
国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。」としている。

熊本県でも、令和2年11月、「熊本県いじめ防止基本方針」の改定がなされ、いくつかの変更がなされ、「八代市いじめ防止基本方針」にも反映されている。

本校としても、いじめの防止等に関する市の施策や、重大事態への対処等、学校の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直し及び公表を行う等、必要な措置を講じるものとする。

# 重大事態への対処マニュアル

## 重大事態



○重大事態の調査組織（いじめ対策緊急プロジェクトチーム）は、小中合同で編制するとともに、SC、SSW、泉駐在所、医療関係者、人権擁護委員、弁護士等、市教育委員会と相談の上、半数以上が外部関係者となるよう配慮し、主査も外部関係者を充当する。